

多賀城市介護予防・日常生活支援総合事業 指定内容変更提出書類一覧(介護予防訪問介護相当サービス)

	変更事項 (※1)	添付書類
1	事業所(施設)の名称	<ul style="list-style-type: none"> 改正後の運営規程、 訪問型サービス事業所の指定に係る記載事項【付表1-1】
2	事業所(施設)の所在地(※2)	
3	事業者の名称、主たる事務所の所在地	登記事項証明書
4	代表者(開設者)の氏名、生年月日及び住所及び職名	登記事項証明書
5	登記事項証明書(※3)	登記事項証明書
6	事業所(施設)の建物の構造、専用区画等	<ul style="list-style-type: none"> 平面図【参考様式4】、 訪問型サービス事業所の指定に係る記載事項【付表1-1】
7	事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日及び住所	<ul style="list-style-type: none"> 管理者の氏名、生年月日及び住所がわかる資料(任意様式) 訪問型サービス事業所の指定に係る記載事項【付表1-1】 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(訪問型サービス)【参考様式1】
8	サービス提供責任者の氏名、生年月日及び住所及び経歴	<ul style="list-style-type: none"> 資格証の写し(2級ヘルパーは経歴書)、 訪問型サービス事業所の指定に係る記載事項【付表1-1】 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(訪問型サービス)【参考様式1】
9	運営規程(人員基準を満たした上での人員変更に限る。)	<ul style="list-style-type: none"> 改正後の運営規程 訪問型サービス事業所の指定に係る記載事項【付表1-1】 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(訪問型サービス)【参考様式1】 資格証の写し
10	運営規程(上記以外)	改正後の運営規程
11	その他	介護障害福祉課介護支援係へお問合せください。 【電話】022-368-1498 【電子メール】kaigo@city.tagajo.miyagi.jp

※1 変更があった日から10日以内の届出が必要です。

※2 同一の市区郡内の移転に限ります。

※3 指定介護保険サービス事業に関する変更があった場合のみ届出を要します。

多賀城市介護予防・日常生活支援総合事業 指定内容変更提出書類一覧(介護予防訪問介護相当サービス)

	変更事項 (※1)	添付書類
1	事業所(施設)の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・改正後の運営規程 ・通所型サービス(A・C)事業所の指定に係る記載事項【付表2-1】【付表3-1】【付表4-1】
2	事業所(施設)の所在地(※2)	
3	事業者の名称、主たる事務所の所在地	登記事項証明書
4	代表者(開設者)の氏名、生年月日及び住所及び職名	登記事項証明書
5	登記事項証明書(※3)	登記事項証明書
6	事業所(施設)の建物の構造、専用区画等	<ul style="list-style-type: none"> ・平面図【参考様式4】 ・通所型サービス(A・C)事業所の指定に係る記載事項【付表2-1】【付表3-1】【付表4-1】
7	事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日及び住所	管理者の氏名、生年月日及び住所がわかる資料(任意様式)、 <ul style="list-style-type: none"> ・通所型サービス(A・C)事業所の指定に係る記載事項【付表2-1】【付表3-1】【付表4-1】 ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(通所型サービス)【参考様式2】
8	運営規程(人員基準を満たした上での人員変更に限る。)	<ul style="list-style-type: none"> ・改正後の運営規程 ・通所型サービス(A・C)事業所の指定に係る記載事項【付表2-1】【付表3-1】【付表4-1】 ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(通所型サービス)【参考様式2】 ・資格証の写し
9	運営規程(上記以外)	改正後の運営規程
10	その他	介護障害福祉課介護支援係へお問合せください。 【電話】022-368-1498 【電子メール】kaigo@city.tagajo.miyagi.jp

※1 変更があった日から10日以内の届出が必要です。

※2 同一の市区郡内の移転に限ります。

※3 指定介護保険サービス事業に関する変更があった場合のみ届出を要します。